

### 税金や 公共料金の減免

#### 公共下水道事業受益者 負担金の猶予

災害によって被災程度に応じて、公共下水道事業受益者負担金の納付の猶予が認められる場合がありますので、お問い合わせください。

☎ 8219 (市役所5階)  
☎ 8219 (市役所5階)

#### 上下水道料金の減免

##### 住宅等の清掃用に使った場合

###### 対象

市内全域の上下水道利用者  
■内容 7月分の使用料金を減免(申請の必要はありません)

※6月と7月の使用水量を比較して、7月の方が多い場合には、6月の使用水量で7月の使用料金を計算します。  
(例) 6月の使用水量20立方メートルの場合は、7月の使用料金は20立方メートルで計算。また、メーターの埋没等によって検針ができなかった場合は、6月の使用量で計算し、来月以降に検針ができた時点で減免を行います。

床上浸水等で住宅に住めない人が一時的に市営住宅等に入居する場合  
■内容 全額免除(一時入居終了まで、最長1年)  
※開閉栓手数料も無料です。

■申請方法 下記に備付けの上下水道使用料金減免申請書に必要事項を記入し、り災証明書(コピー

#### 一部負担金の減免・徴収猶予

災害によって資産に重大な損害を受け、前年又は災害発生以前の収入と比較して収入額が減少した世帯の世帯主及び後期高齢被保険者は、国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免若しくは徴収猶予を受けることができます。  
※収入額には一定の基準があります。

☎ 8271 (市役所1階)  
☎ 8271 (市役所1階)

#### 児童扶養手当支給制限の解除

災害によって所有する住宅・家財等に損害を受けた人は、児童扶養手当の支給制限の適用が除外される場合がありますので、お問い合わせください。

☎ 8292 (市役所1階)  
☎ 8292 (市役所1階)

#### 保育料の減免

災害によって居住する家屋に損害を受けた人は、保育料の減免が適用できる場合がありますので、お問い合わせください。

☎ 8317 (市役所1階)  
☎ 8317 (市役所1階)

#### 介護サービス等の利用料の軽減

災害によって、要介護等認定者又はその属する世帯の生計を主として維持する人が、次の対象に該当する

(可)を添付の上、左記に申請  
全壊・大規模半壊・半壊となった世帯の7月分の上下水道料金について

■内容 全額免除(7月分のみ)

■申請方法 左記に備付けの上下水道使用料金減免申請書に必要事項を記入し、り災証明書(コピー可)を添付の上、左記に申請

☎ 8220 (市役所5階)  
☎ 8220 (市役所5階)

#### 市税・県税等の減免

■市県民税、国民健康保険税、介護保険料 災害によって住宅等に被害を受けた人は、減免される場合がありますので、お問い合わせください。

☎ 8396 (市役所1階)

■固定資産税 災害によって固定資産に滅失又はき損等の被害を受けた人(法人)は、減免される場合がありますので、お問い合わせください。

☎ 8206 (市役所1階)

■自動車税、個人事業税、不動産取得税等 減免措置等が受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

☎ 4175 (市役所1階)

■水郷テレビの使用料減免

災害による家屋被害、又は長期避

☎ 4175 (市役所1階)  
☎ 4175 (市役所1階)

#### 水郷テレビの使用料減免

災害による家屋被害、又は長期避

場合、介護サービス等の利用料(自己負担額)が減額又は免除されます。

■対象  
・り災証明書の損壊の程度が、全壊、大規模半壊、若しくは半壊であること  
・申請が災害の発生の日から1年以内に行われていること

・世帯員全員の前年合計所得金額が300万円以下であること  
■適用期間 申請を提出した日の属する月の翌月から起算して12か月

■申請方法 申請書、り災証明書及び同意書を介護保険係に提出するか、担当のケアマネジャーに提出の代行を依頼  
※事務課資産税係で、り災証明書の発行を受けた後に減額申請の手続きを行ってください。

☎ 8264 (市役所1階)  
☎ 8264 (市役所1階)

### お知らせ

#### 農地及び農業用施設市単小災害復旧事業の補助率引上げ

今回の豪雨災害で被災した箇所に於いて、国の復旧対象とならない小規模な災害復旧に補助をおこなっています。

復旧に対する助成を希望する人は、下記にお問い合わせください。

■補助率  
・農地 70% (通常50%)  
・農業用施設 85% (通常65%)  
(ため池、頭首工、農業用排水

難指示によってサービスを継続的に利用できなかった加入者は、使用料が減免される場合がありますので、お問い合わせください。

☎ 8229 (市役所6階)

#### 納税の猶予

災害によって市税や県税の徴収金及び国税を期限内に納付できないと認められる場合は、納税の猶予が認められますので、お問い合わせください。

☎ 2136 (市役所1階)

■申告時の雑損控除

☎ 8205 (市役所1階)

#### 申告時の雑損控除

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税や市県民税の全部又は一部を軽減することができ

損失の金額には災害に関連した次のような支出も含まれますので、領収書は来年の申告まで保管しておいてください。

・家屋、家財等の取壊しや除去のための支出  
・災害によって生じた土砂その他の障害物を除去するための支出や住

路、農道、橋梁)

#### 特別合同行政相談所開設

今回の災害に対する国等の支援について行政機関や関係団体が、ワンストップで相談に応じます。

☎ 8202 (市役所3階)

■対象事業費

・10万円以上200万円未満

☎ 8202 (市役所3階)

#### 災害時の写真を募集

市では、今回の豪雨における被害状況等の記録を後世に引き継ぐため、皆さんが撮影した災害時の日田市の写真を募集しています。

☎ 8233 (市役所1階)

■送付先

Koho@city.hita.ait.jp

※送信の際は、住所、氏名、連絡先、撮影場所など写真の説明をご記入ください。

※件名を「災害写真の提供」と入力し、送信してください。

※データのサイズが5メガバイトを超える場合は、複数に分けてお送りください。

※提供に関する遵守事項

・提供した写真の著作権は、提供者に帰属します。ただし、提供者は市に対して提供した写真を広報で使用する(複

宅家財等の原状回復のための支出・住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を行うための支出

※詳細はホームページ(https://www.hita.go.jp)又は左記にお問い合わせください。

☎ 2136 (市役所1階)

#### 健康・福祉

☎ 8299 (市役所1階)

#### 国民年金保険料の免除

災害によって、住宅等の財産に一定の損害を受けた国民年金第1号被保険者は、申請によって保険料の免除を受けることができる場合がありますのでお問い合わせください。

☎ 6174 (市役所1階)

■後期高齢者医療保険料の減免

☎ 8271 (市役所1階)

災害によって被保険者又はその属する世帯の世帯主が所有する住宅等が被害を受け、その損害額が住宅等の価格の10分の3以上あり、前年の所得が1000万円以下の場合、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。

☎ 8271 (市役所1階)

■国民健康保険及び後期高齢者医療

☎ 8271 (市役所1階)

製・展示・貸与・出版を含む)権利を無償で許諾するものとします。

・他の書籍やサイト等から無断コピー(ダウンロード)した写真等、著作権などの法令に抵触するものの提供は行わないでください。

☎ 8627 (市役所6階)

■受付窓口

☎ 8627 (市役所6階)

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時

■受付口座

・大分銀行日田支店(普通)

7654519

・ゆうちよ銀行

0090003・275712

・(口座名義)大分県日田市災害支援金

・日田信用金庫(普通)

0300093

・(口座名義)大分県日田市災害支援

☎ 8627 (市役所6階)

#### 災害の支援金を受け付けています

■受付窓口

☎ 8627 (市役所6階)

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時

■受付口座

・大分銀行日田支店(普通)

7654519

・(口座名義)大分県日田市災害支援

☎ 8627 (市役所6階)

■受付窓口

☎ 8627 (市役所6階)

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時

■受付口座

・大分銀行日田支店(普通)

7654519

・(口座名義)大分県日田市災害支援

☎ 8627 (市役所6階)

■受付窓口

☎ 8627 (市役所6階)

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時

■受付口座

・大分銀行日田支店(普通)

7654519

・(口座名義)大分県日田市災害支援

☎ 8627 (市役所6階)